# 資料 7

非常災害対策計画の作成について

令和6 (2024)年3月 障害福祉サービス等事業者説明会 栃木県保健福祉部障害福祉課

このページは空白です

## 非常災害(風水害)対策計画等の作成について

### 令和6(2024)年3月 栃木県障害福祉課

障害者、障害児を預かる障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、障害児入 所施設、障害児通所事業所では、地震や火災、風水害(水害、台風、竜巻等風害、 雪害)などへの備えが重要です。

県内の多くの施設、事業所においては、既に前述の災害に係る対策計画または対策マニュアルが作成されていますが、一部には整備が不十分なところもあります。

そのため、県においては、施設、事業所が立地条件等の実態に応じた風水害対策計画を策定する上で必要な事項を記載した作成例を県ホームページに掲載しています。

各施設におかれては、新たに災害対策計画を作成する際や既存計画の見直しの際に、この作成例を参考として、自らの施設の実情に適合したより良い計画を 作成いただくようお願いします。

また、**市町の地域防災計画に記載のある施設等については、避難確保計画の** 作成と市町への提出が義務となっていますので、十分御留意ください。

#### 【作成例の掲載先】

栃木県トップページ http://www.pref.tochigi.lg.jp/

- →画面上部 「子育て・福祉・医療」→「障害者」→「障害福祉サービス」
- →「事業者の方へ」 → 「通知等」 → 「災害対策に関する通知等」→「障害 児者福祉施設・サービス事業所における風水害対策計画の作成例について」

#### O 対象施設、事業所

1	障害者支援施設	8	共同生活援助事業所
2	療養介護事業所	9	障害児入所施設
3	生活介護事業所	10	児童発達支援センター
4	短期入所事業所	11	児童発達支援事業所
5	自立訓練事業所	12	放課後等デイサービス事業所
6	就労移行支援事業所		
7	就労継続支援事業所(A型、B型)		

- ○「障害児者施設・サービス事業所における非常災害(風水害)対策計画」作成 上の留意点
  - (1) 作成例は、次の条例に規定されている<u>非常災害対策を具体化するもの</u>として作成しました。
    - ① 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和3年栃木県条例第28号)
    - ② 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (令和3年栃木県条例第29号) 第5条
    - ③ 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等 を定める条例(令和3年栃木県条例第34号)第5条
    - ④ 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和3年栃木県条例第35号)第5条
  - (2) 作成例は、災害の予防や被災時の円滑な対応のために定めることが望ま しいと思われる一般的事項を記載したものです。このため、個々の施設等 におかれては、施設等や地域の実情を踏まえ、自らの施設等に応じた計画 としてください。
  - (3) 作成例では、風水害対策計画を単独で作成する形式を採用していますが、 地震や火災の対策計画と一元化して作成することも可能ですので、個々の 施設等に適した形を採用してください。

また、対策計画の作成に当たっては、地元市町の関係課や消防・警察などの考え・意見を踏まえたものとしてください。